

パーキング・パーミット制度事例集

～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～

平成 31 年 3 月
国土交通省総合政策局
安心生活政策課

はじめに

駐車場においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）に基づき、車椅子使用者の利用のしやすさに配慮した駐車施設（車椅子使用者用駐車施設）の設置が義務付けられています。さらに地方公共団体において、車椅子使用者用駐車施設や、パーキング・パーミット制度により、身体障害者や妊産婦、けが人等の利用対象者の範囲を定め、一般の駐車区画も対象とした障害者等用駐車区画の設置が進められていますが、健常者による不適正利用等により、区画を本当に必要としている人が駐車できないなどの問題も発生しています。

本事例集は、「パーキング・パーミット制度」を導入している地方公共団体の事例を参考に、これらの問題に対する解決策の共有を図ることを目的としたものです。本事例集が、新たにパーキング・パーミット制度を導入することを検討する場合や、既に制度を導入している地方公共団体においても更なる制度の改善を図る場合等、障害者等用駐車区画の適正利用を推進する際の手引きとなることを願っています。

目次

パーキング・パーミット制度の概要	
■ パーキング・パーミット制度の導入状況	2
■ パーキング・パーミット制度利用対象者の要件	3
障害者等用駐車区画を取り巻く状況	
■ 車椅子使用者用駐車施設に関する設計について	4
■ 障害者等用駐車区画を取り巻く状況	6
■ 障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組	7
障害者等用駐車区画の事例	
■ 不適正利用防止の取組 障害者等用駐車区画を示す標識や看板の設置	8
■ 不適正利用防止の取組 障害者等用駐車区画の塗装やシートの貼り付け	9
■ 不適正利用防止の取組 障害者等用駐車区画の分離設置／ゲートの設置	10
■ 不適正利用防止の取組 不適正利用の防止	11
■ 駐車区画確保の取組 ダブルスペースの導入	12
■ 駐車区画確保の取組 障害者等用駐車区画を増やすための取組	14
■ その他の取組 屋根の設置	15
■ その他の取組 パーキング・パーミット制度未導入地域での対応	15
■ その他の取組 障害者等用駐車区画の適正利用のための啓発活動	16
パーキング・パーミット制度の運用	
■ パーキング・パーミット制度の運用状況	18
海外のパーキング・パーミット制度	
■ オーストラリア(ニューサウスウェールズ州)	20
■ ニュージーランド	20
■ シンガポール	21
■ 韓国	21
■ 英国	22
■ カナダ(オンタリオ州)	22
■ アメリカ合衆国(ニューヨーク州)	23
■ アメリカ合衆国(カリフォルニア州)	23
全国のパーキング・パーミット制度	
■ パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体	24

※ 本事例集内の表及びグラフについては、都道府県を対象としたアンケート調査結果(平成31年1月時点)のデータとなります



パーキング・パーミット制度とは

車椅子利用者用駐車施設は、バリアフリー法で一定の条件に該当する場合に設置が義務づけられており、整備が促進されています。しかしながらその一方で、そのスペースに障害のない人が駐車するなどして、障害のある人が駐車できない問題も発生しており、適正な利用を促すための取組が求められています。

平成 18 年に佐賀県で導入されて以降、多くの地方公共団体で導入されている「パーキング・パーミット制度」は、公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度です。障害のある人の中には、内部障害などにより歩行が困難なものの、外見からは分かりにくい障害の人もありますが、パーキング・パーミット制度は、このような人たちが利用対象者であることを明確にするためにも役立っています。

パーキング・パーミット制度に協力する施設であれば、施設ごとに利用許可証を取得することなく障害者等用駐車区画を利用することができ、また、制度を導入している多くの地方公共団体間で相互利用協定が締結されているため、自分の居住地域で発行される利用許可証を持っているだけで旅行先でも障害者等用駐車区画を利用することができるなど、制度の利用者にとっては利便性の高いものとなっています。

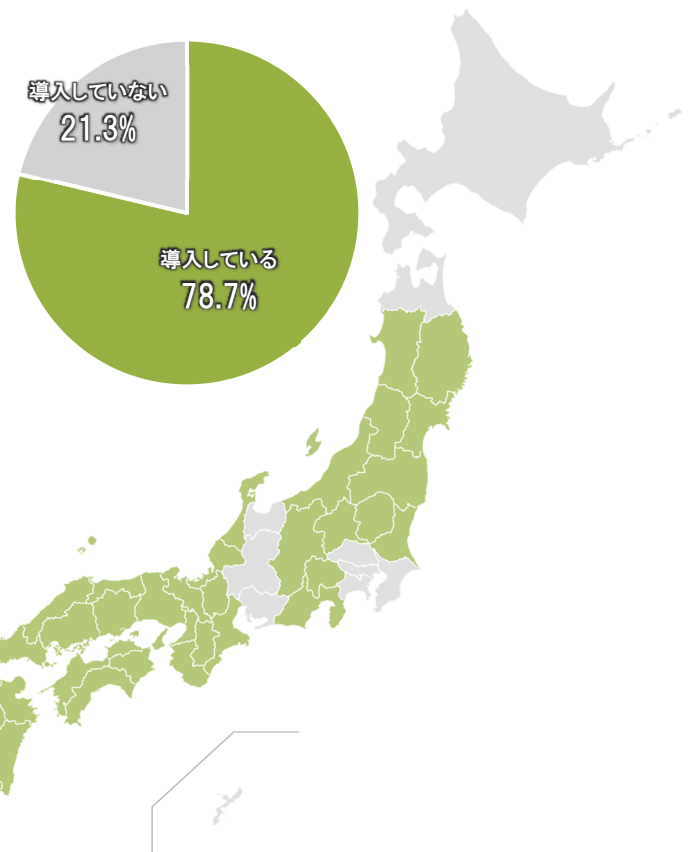
駐車禁止除外指定車標章等との違い

パーキング・パーミット制度の利用証とは別に、路上での駐車禁止の適用が除外となる「駐車禁止除外指定車標章」や「高齢運転者等標章」がありますが、両者は以下のように異なる制度となっています。

区分	駐車禁止除外指定車標章	高齢運転者等標章	パーキング・パーミット制度の利用証
発行者	都道府県公安委員会	都道府県公安委員会	地方公共団体
根拠	道路交通法、都道府県公安委員会規則	道路交通法	地方公共団体の制度実施要領(要綱) など
受付窓口	住所を管轄する警察署など	住所を管轄する警察署など	地方公共団体の窓口等
利用場所	道路(指定駐車禁止場所のみ)	高齢運転者等専用駐車区画、高齢運転者等専用時間制限駐車区画の設置場所	制度に協力する施設内の駐車場
利用対象者	- 身体障害者 - 戦傷病者 - 精神障害者 - 療育手帳所持者 - 小児慢性疾患医療受診者 など、駐車禁止除外指定車標章を掲示している車両	70 歳以上の者 - 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている者 - 肢体が不自由であることを理由に免許に条件を付されている者 - 妊娠中又は出産後8週間以内の者 など、高齢運転者等標章を掲示している車両	- 身体障害者 - 知的障害者 - 精神障害者 - 難病患者 - 高齢者 - 妊産婦 - けが人 など ※利用対象者は地方公共団体により異なる
駐車違反の罰則	あり(道路交通法第 119 条の2及び3)	あり(道路交通法第 119 条の2及び3)	—
注意事項	駐車禁止が除外されるのは指定駐車禁止場所であり、法定の駐車禁止場所及び駐停車禁止場所への駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わりの駐車、長時間駐車については駐車違反となり、道路交通法等に基づく罰則等が適用される	「高齢運転者等専用駐車区画」及び「高齢運転者等専用時間制限駐車区画」のみ駐車可能。「高齢運転者等専用時間制限駐車区画」においては、標識が示す利用時間内でのみ利用可能であり、パーキング・メータ又はパーキング・チケットにより手数料を支払う必要がある	駐車施設の利用証であり、道路の駐車禁止場所には駐車できない

パーキング・パーミット制度の導入状況

パーキング・パーミット制度は平成 31 年1月現在、全国 37 の都道府県で導入されており、導入率は 78.7%となっています。また、制度を導入していない都道府県のうちの3市(埼玉県川口市及び久喜市、沖縄県那覇市)でも独自に導入されています。制度の利用に必要な利用証の発行枚数は、平成 31 年1月の調査時点で、延べ約 966,000 枚となっています。



パーキング・パーミット制度の相互利用

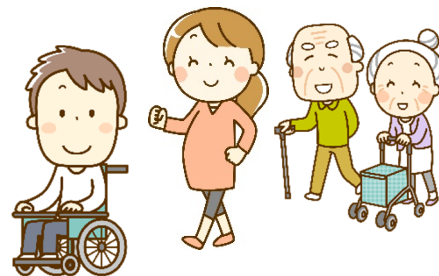
パーキング・パーミット制度を導入している全国 37 府県と埼玉県川口市では協定書が締結されているため、同制度を導入する他の地方公共団体の協力施設において、交付された利用証を使用することが可能になっています。

パーキング・パーミット制度を導入している都道府県の状況

	対象となり得る人数	利用証延べ発行数	発行割合		対象となり得る人数	利用証延べ発行数	発行割合
岩手県	123,205 人	12,934 枚	10.5%	奈良県	126,456 人	2,241 枚	1.8%
宮城県	182,335 人	1,952 枚	1.1%	和歌山県	103,647 人	5,654 枚	5.5%
秋田県	103,918 人	4,422 枚	4.3%	鳥取県	63,188 人	17,066 枚	27.0%
山形県	—	30,977 枚	—	島根県	87,199 人	10,829 枚	12.4%
福島県	181,654 人	65,313 枚	36.0%	岡山県	165,855 人	42,723 枚	25.8%
茨城県	208,479 人	92,222 枚	44.2%	広島県	239,756 人	76,827 枚	32.0%
栃木県	—	66,769 枚	—	山口県	164,024 人	53,061 枚	32.3%
群馬県	152,258 人	78,522 枚	51.6%	徳島県	—	15,508 枚	—
新潟県	216,949 人	82,349 枚	38.0%	香川県	100,150 人	8,931 枚	8.9%
石川県	38,567 人	4,552 枚	11.8%	愛媛県	153,189 人	40,988 枚	26.8%
福井県	31,796 人	12,993 枚	40.9%	高知県	94,677 人	14,389 枚	15.2%
山梨県	63,971 人	31,031 枚	48.5%	福岡県	397,646 人	—	—
長野県	—	20,825 枚	—	佐賀県	76,345 人	54,677 枚	71.6%
静岡県	—	24,889 枚	—	長崎県	142,204 人	25,192 枚	17.7%
三重県	138,491 人	59,86 枚	42.7%	熊本県	191,635 人	45,427 枚	23.7%
滋賀県	38,124 人	6,687 枚	17.5%	大分県	112,732 人	19,045 枚	16.9%
京都府	275,165 人	15,505 枚	5.6%	宮崎県	95,346 人	31,195 枚	32.7%
大阪府	—	—	—	鹿児島県	144,521 人	41,192 枚	28.5%
兵庫県	480,966 人	—	—				

パーキング・パーミット制度利用対象者の要件

パーキング・パーミット制度の利用対象者は、身体障害者、要介護者、要支援者、妊産婦や一時的なけが人など多岐に渡りますが、対象者の要件は制度を運用する地方公共団体によって異なります。下の表の各区分の数値は、利用対象としている都道府県の数です。



身体障害者区分

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		37	37	37	37	—	—
聴覚障害	聴覚障害	—	22	22	—	—	1
	平衡機能障害	—	—	37	—	34	—
音声言語機能障害		—	—	—	—	—	—
肢体不自由	上肢	37	37	5	5	—	—
	下肢	37	37	37	37	35	35
	体幹	37	37	37	—	34	—
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	2	2	—	—
	移動機能	36	36	36	34	33	33
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	腎臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	呼吸器機能障害	37	—	37	35	—	—
	膀胱又は直腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	小腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	肝臓機能障害	37	37	37	33	—	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		37	37	37	35	—	—

高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
37	37	37	37	34	5	4

障害

A1	A2	B1	B1	C
37	37	1	1	—

精神障害

1級	2級	3級
33	1	—

難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
33	31	28	7

妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
11	26	16	3	11	5	1

けが人

車椅子・杖使用者等移動配慮者
34

車椅子使用者用駐車施設に関する設計について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」においては、一定規模以上の特別特定建築物に附属する駐車場（公共施設、商業施設等の駐車場）、道路の附属物である駐車場（高速道路の PA・SA 等の駐車場）、特定路外駐車場、都市公園の駐車場において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられています。以下では、建築物を対象とした「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年 3 月）による、駐車場設計の考え方と設計のポイントを説明します。

駐車場設計のポイント

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成29年3月）では、駐車場の設計は以下のようになっていることが望ましいとされています

- ① 建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模等に応じた台数の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ② 車椅子使用者用駐車施設には、車椅子使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。
- ③ 建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車椅子使用者のみではないことに配慮し、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等のための駐車施設を別途設ける。
- ④ 駐車場には、車椅子使用者等駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不正利用を防止するための表示板等を設ける。

駐車場の設計標準

1. 設置数・配置

- 駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設ける。
- 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- 車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- 施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設と同じ幅、奥行きを確保する。

駐車場の規模	必要数
～50 台	1 台
51～100 台	2 台
101～150 台	3 台
151～200 台	4 台
201～300 台	5 台

2. 車椅子使用者用駐車施設の幅、空間の確保等

- 幅は 350cm 以上とする。
- 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- 水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。
- 乗降用のスペースの表面は、斜線で塗装する。

留意点：乗降用スペース

車椅子使用者の乗降用スペースは、左右両方に設けることがより望ましい。車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると、左右どちらからでも乗降できるようになる。

3. 部品・設備等

① 発券機、精算機等

- 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。

② 屋根、庇

- 車椅子使用者の雨天時の乗降に困難が生じないよう、自動車・車椅子間の乗降や車椅子による乗降を想定しているスペースの上には、屋根又は庇を設けることが望ましい。
- 車椅子による乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車椅子用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

4. 案内表示

① 駐車場の案内表示

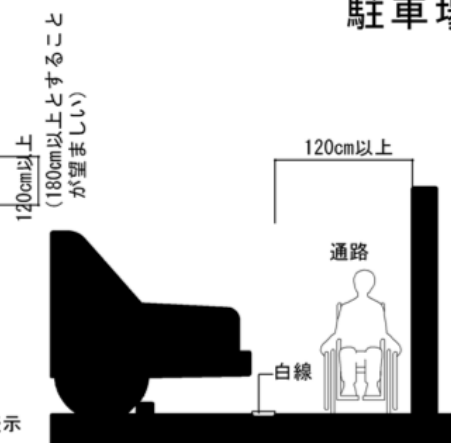
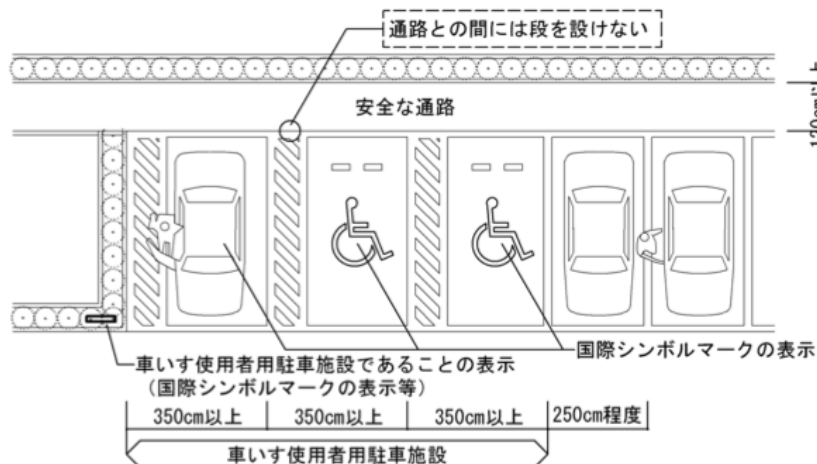
- 駐車場の付近には、駐車場がある事を表示する表示板（標識）を設ける。
- 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。
- 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
- 駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。

② 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示

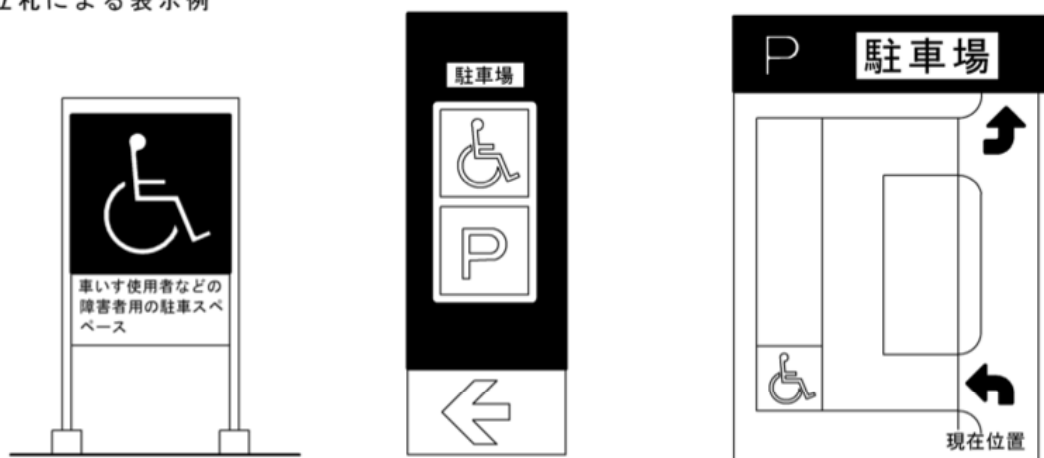
- 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。
- 上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設けた場合には、これをわかりやすく表示する。

駐車場

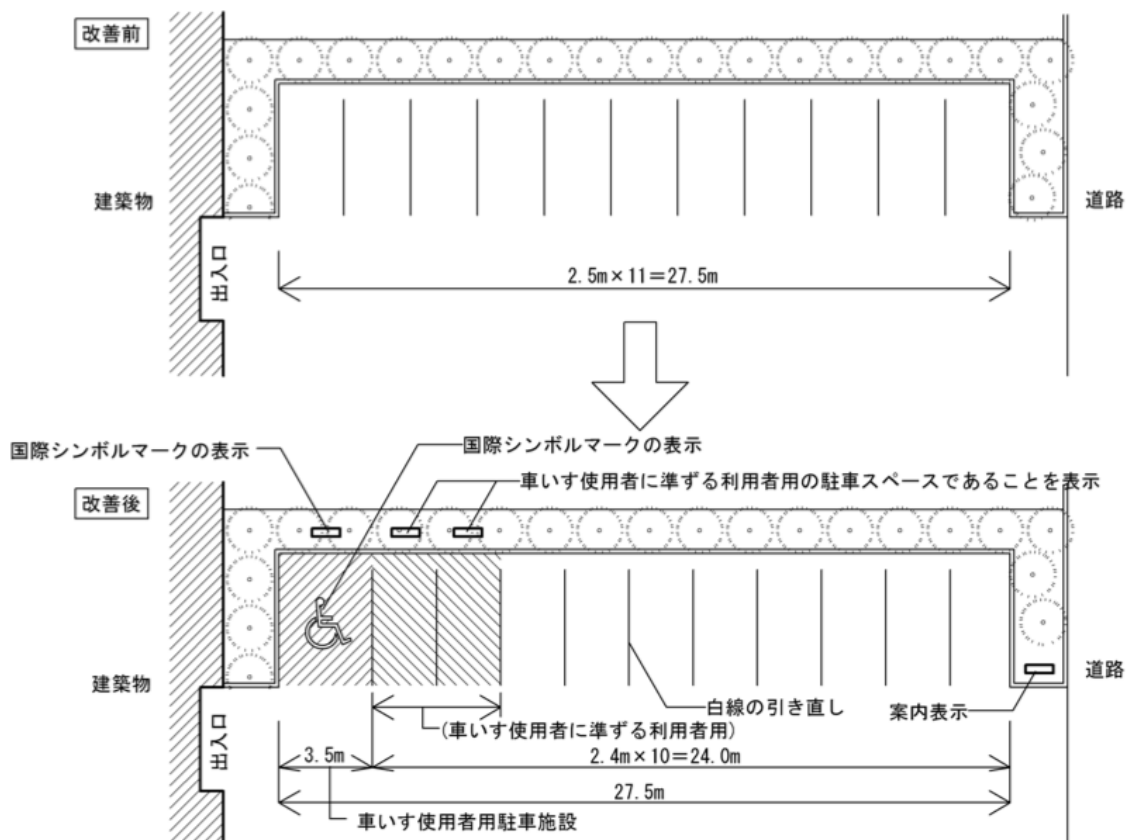
● 駐車場の設計標準



○ 立札による表示例

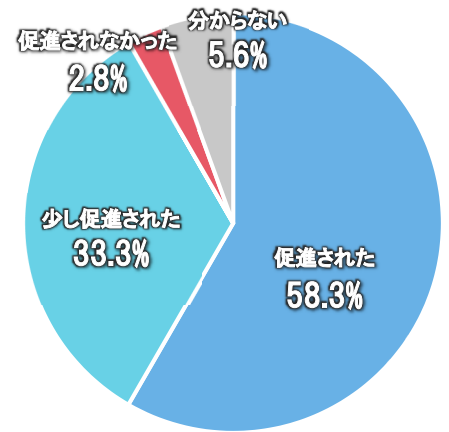


● 改善例



障害者等用駐車区画を取り巻く状況

バリアフリー法により、一定の施設に駐車場を設置する場合には車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられています。パーキング・パーミット制度は車椅子使用者に限らず、障害者等用駐車区画の利用者を明確にする制度であり、制度を導入している地方公共団体の約9割が、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されるなど一定の効果を感じていますが、その一方で、健常者の不適正利用により、「**利用対象者数に見合う駐車区画数が不足している**」、「**制度の対象者が対象となる駐車区画に駐車できない**」、「**車椅子使用者など、3.5m以上の駐車区画を必要とする人が、対象区画に駐車できない**」、といった課題点も指摘されています。



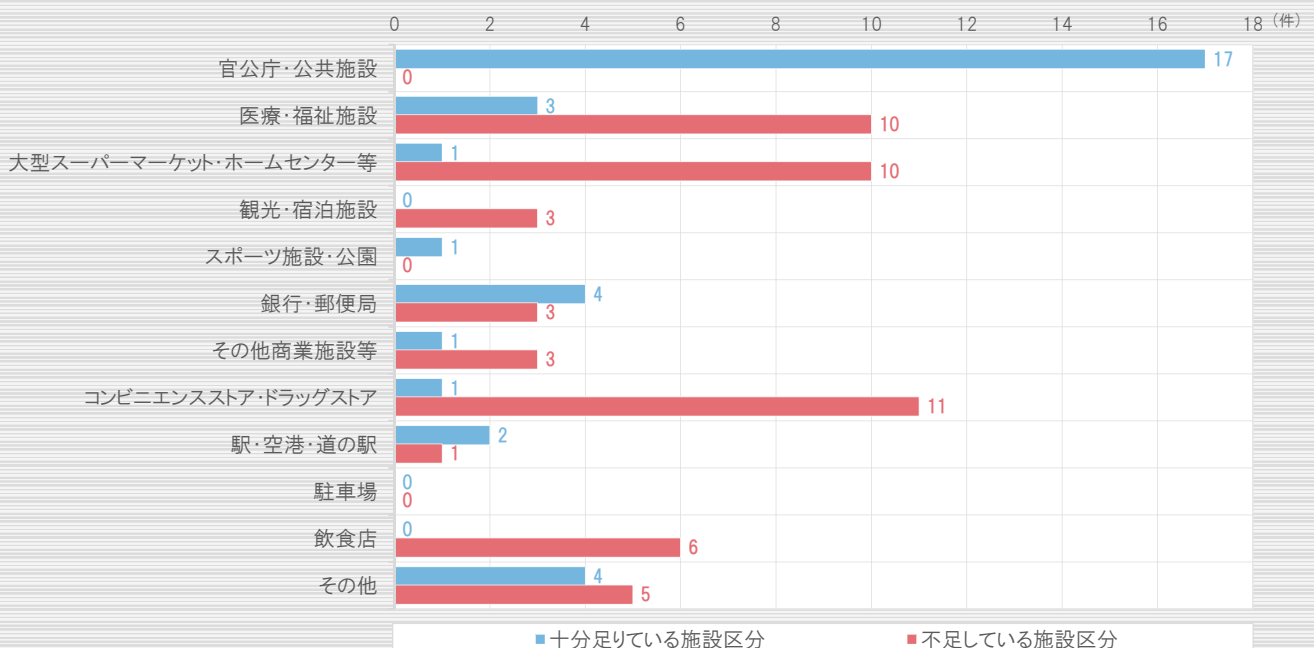
パーキング・パーミット制度導入による適正利用の促進

幅 3.5m 以上の駐車区画の必要性

車椅子使用者用駐車施設について、車椅子使用者は、車両からの乗降の際にドアを全開にできる幅が必要であるため、乗降のために必要なスペースが確保されるよう、バリアフリー法では駐車区画の幅は 3.5m(350cm)以上と規定されています。パーキング・パーミット制度においては、必ずしも 3.5m 以上の幅を必要としない人も含めた多くの人が利用対象者となっており、3.5m 以上の幅を必要とする車椅子使用者が駐車できない状況も発生しており、この状況を改善するため、3.5m 未満の駐車区画も制度の対象とするなどの取組が行われています。



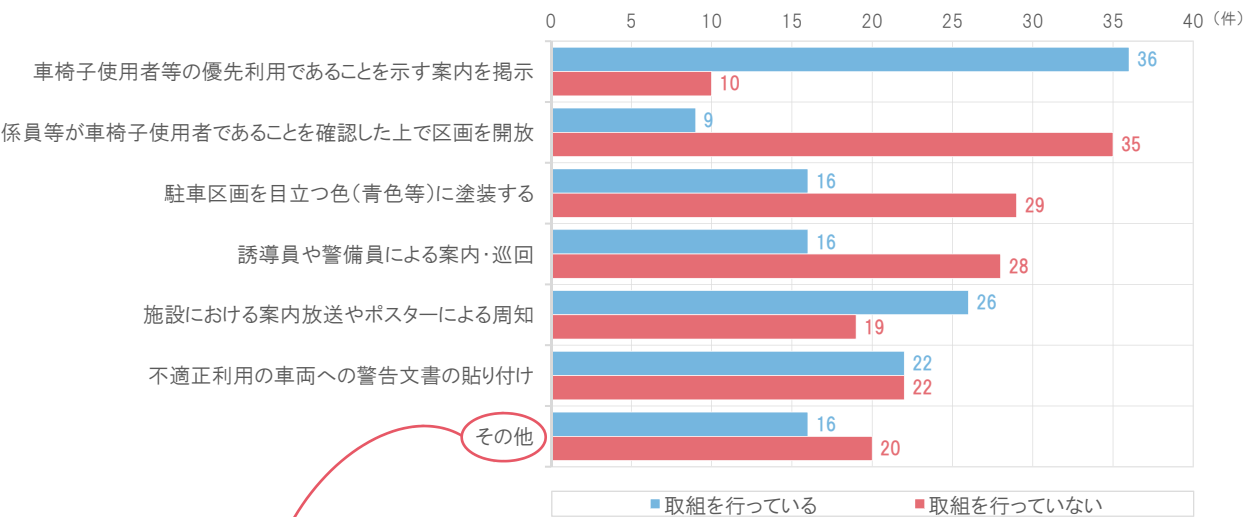
施設ごとの障害者等用駐車区画の過不足に対する都道府県の認識



障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組

パーキング・パーミット制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されてきていますが、利用者からは、「利用証の掲示がない車両が駐車しているため利用できなかった」など、不適正利用に対する苦情が寄せられています。

多くの地方公共団体では、駐車場の設置管理者の協力の下、「車椅子使用者等の優先利用であることを示す案内を掲示」、「施設における案内放送やポスターによる周知」、「不適正利用の車両への警告文の貼り付け」といった取組が実施されており、不適正利用を防止し、障害者等用駐車区画を必要とする人が利用できるよう、引き続き取り組みを実施することが求められています。



- 不適正利用の苦情が多い施設での啓発キャンペーン実施／マナーアップキャンペーン期間の集中的な広報活動
- 不適正利用防止と制度の普及・啓発活動を兼ねた、県職員による不定期での実態調査及びビラ配布
- 施設利用者に対する声かけの実施

都道府県における駐車区画の設置数

	区画数合計	幅 3.5m以上	幅 3.5m 未満
岩手県	1,002	—	—
宮城県	1,090	696	394
秋田県	1,904	1,172	732
山形県	632	—	—
福島県	2,532	2,532	—
茨城県	—	—	—
栃木県	2,067	1,639	428
群馬県	2,241	2,241	—
新潟県	1,932	1,676	256
石川県	1,183	832	351
福井県	—	—	—
山梨県	—	—	—
長野県	3,256	1,953	1,303
静岡県	1,647	—	—
三重県	4,329	3,112	1,217
滋賀県	741	356	385
京都府	2,876	2,237	639
大阪府	2,030	1,205	825
兵庫県	4,631	3,387	1,244

	区画数合計	幅 3.5m以上	幅 3.5m 未満
奈良県	1,426	751	675
和歌山県	1,552	1,284	268
鳥取県	716	—	—
島根県	287	—	—
岡山県	2,261	2,051	210
広島県	3,926	3,186	740
山口県	2,283	1,407	876
徳島県	1,202	—	—
香川県	—	—	—
愛媛県	1,980	758	409
高知県	2,103	1,629	474
福岡県	5,786	5,063	723
佐賀県	—	—	—
長崎県	1,256	—	—
熊本県	—	—	—
大分県	2,279	1,675	604
宮崎県	2,785	1,594	1,191
鹿児島県	3,858	—	—

※愛媛県は幅が不明の 813 区画を含む

不適正利用防止の取組 障害者等用駐車区画を示す標識や看板の設置

パーキング・パーミット制度は、共通の利用証を発行することで、障害者等用駐車区画を利用できる人を明確にし、本当に必要な人のための駐車区画を確保するための制度ですので、そのことを示す標識や看板を設置し、区画を明確にすることが重要です。駐車場の設置管理者に対しては、コストのかかるお願いをしにくいという状況もあり、地方公共団体では「三角コーンカバー」や「ステッカー」を作成の上で配布し、まずは駐車区画を明確にしてもらうといった取組が行われています。



ステッカーや三角コーンの設置事例



三角コーンカバー装着の様子(静岡県)

⚠ 標識の置き場に注意！

不適正利用防止のために標識で駐車区画を塞いでしまうと、車椅子使用者はすぐに移動させることができません。警備員や係員が近くにいるすぐに移動できる場合以外は、駐車邪魔にならない位置に置くことが重要です。

標識設置に対する補助の事例

栃木県では、県社会福祉協議会、とちぎセルフセンター、県森林組合連合会の協力を得て、おもいやり駐車スペース表示板の有償配布が行われています。この取組では、栃木県のパーキング・パーミット制度「おもいやり駐車スペース」の利用証交付対象者となっている障害者自らが、ステッカーの貼付作業や配送・設置業務に携わることで、事業の効果的な周知を図るとともに、障害者の社会参加の促進と工賃アップに寄与する取組となっています。

また、この取組では、県社会福祉協議会が管理・運用する「栃の実基金」を活用し、とちぎセルフセンターを通じて協力施設に表示板製作相当額を補助することにより、協力施設の経済的負担の軽減が図られています。



【出典】栃木県ホームページ

標識や看板の設置に加え、塗装やシートの貼り付けにより区画を目立たせることで、一般車両用のスペースと区別がつきやすくなり、心理的な抑止効果を与えることで、不適正利用を防止する効果が期待できます。比較的低コストで実施可能な水性塗料による塗装や、短時間で施工が可能で、さまざまなデザインにも対応可能なシートの貼り付けなどが行われています。



床面を青色に塗装した事例



床面にシートを貼り付けた事例(三重県)

【出典】三重県ホームページ

全国脊椎損傷者連合会山形県支部の取組

平成 17 年度に「山形県福祉のまちづくり整備マニュアル」の改訂により、車椅子使用者用駐車施設を青色に塗装するようになったことが、不正利用防止に極めて高い効果を上げたことを受け、全国脊椎損傷者連合会山形県支部では、この取組が全国に広がることを期待した普及活動「全面青色プロジェクト活動」が行われています。

活動では、山形県内各地の車椅子使用者用駐車施設の新規塗装や、塗装の古くなった駐車場を塗り直しが行われています。作業は駐車場の施設管理者や一般ボランティアが参加したり、中学生の校外学習の一環として行われたりしています。



【出典】全国脊椎損傷者連合会山形県支部ホームページ

塗装用品の貸し出し事例

比較的低コストとはいえ、駐車区画の塗装には費用がかかります。滋賀県では、「滋賀県車いす使用者用駐車場利用制度」にかかる「思いやり区画」の塗装に必要な用品を、制度の普及啓発のために使用することを目的として、非営利目的の使用に限って貸し出しています。

貸出用品の例

- | | |
|---------------------|---------------|
| ● 水性ロードカラー(ホワイト) | ● 目地刷毛 30m/m |
| ● 水性ロードカラー(ロードグリーン) | ● 刷毛(ひよこ) |
| ● スクレパー(ヘラ) | ● ブルーシート |
| ● ラスター刷毛 | ● テープ(緑) |
| ● サゲ缶 | ● 筆(小) |
| ● スモールローラー | ● 網 |
| ● ハンドル | ● ガムテープ付きビニール |
| ● スモールローラー 中毛 4 インチ | |

不正利用防止の取組 障害者等用駐車区画の分離設置／ゲートの設置

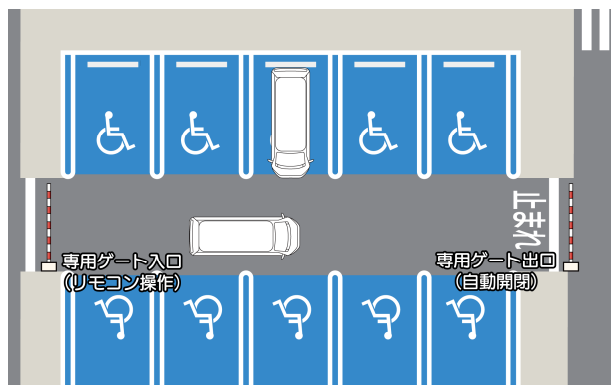
駐車区画の利用が認められた障害者等に対してリモコンやカード等を発行し、障害者等用駐車区画の入口に専用ゲートを設けて、利用対象者以外の不正利用防止に努めている事例もあります。障害者等用駐車区画の利用対象者を、車椅子使用者に限定している事例もあります。

集約型専用ゲートの設置

大型の商業施設など車で利用者が多く、駐車場の規模が大きな施設では、障害者等用駐車区画を一か所に集約した上で、リモコンやカードなどによる専用ゲートを設置しているところもあります。この区画を車椅子使用者に限定しているところでは、この区画とは別に高齢者、妊産婦やその他の軽度障害者用の駐車区画が設置されている例もあります。



車椅子専用駐車場の入口にゲートを設置している事例



集約型専用ゲートを設置した駐車場のイメージ

個別区画型専用ゲートの設置

集約型専用ゲート以外にも、障害者等用駐車区画ごとにゲートを設置している事例もあります。



車椅子専用駐車場の入口にゲートを設置している事例

パーキング・パーミット制度利用証の不適正利用防止

パーキング・パーミット制度により利用証の交付を受けている人が、利用証を他人に貸与したり、有効期限切れの利用証を使用したりするなどの不適正利用を防止するため、利用証に「有効期限」を大きく表示したり、「ルール」を明記したりするなど、利用証のデザインに工夫をする事例もあります。



有効期限を大きく表示した利用証（宮城県／岡山県／大分県）

ルールを明記した利用証（佐賀県）

障害者等用駐車区画の不適正利用に対する警告

障害者等用駐車区画の不適正利用に対しては、施設管理者は注意しにくいという意見もあることから、地方公共団体が警告文書を作成し、施設管理者が利用できるようにしている事例もあります。

身障者用駐車場を利用される方へ

～この場所を、必要としている人がいます。～

この身障者用駐車場は、鹿児島県発行の「身障者用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

身障者用駐車場利用証をお持ちの方

車内のルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい箇所に掲示してください。

身障者用駐車場利用証をお持ちでない方

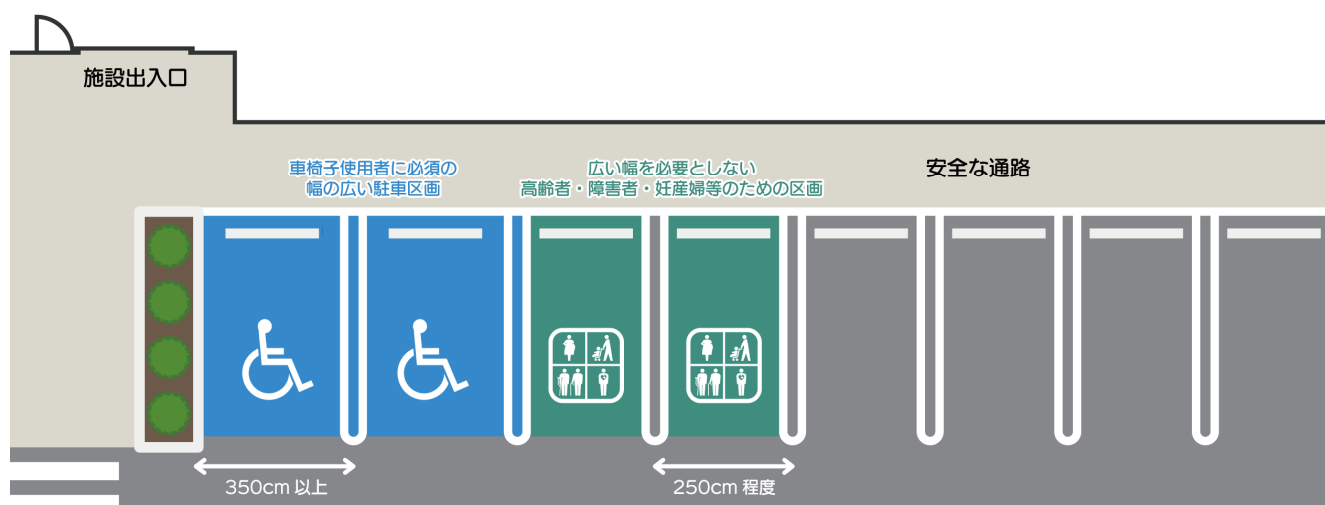
障害（身体・知的・精神）、高齢、難病により歩行が困難な方、又は、妊娠あるいは出産、その他がにより一時的に歩行が困難な方で、**県が定めた基準に該当する方には、県庁障害福祉課、ハートピアがこしま、各地域振興局・支庁（事務所を含む）で「身障者用駐車場利用証」を発行しておりますので、お手数ですが、最寄りの窓口で申請してください**ますようよろしくお願いします。

※県が定めた基準、申請方法などの詳しい内容については、申請前に必ず下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
 鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課
 住 所：鹿児島市鴨池新町10-1
 電 話：099-286-2746（直通）
 受 付：平日（8時30分～17時）

不適正利用に対する警告文書の例（鹿児島県）

駐車区画確保の取組 ダブルスペースの導入

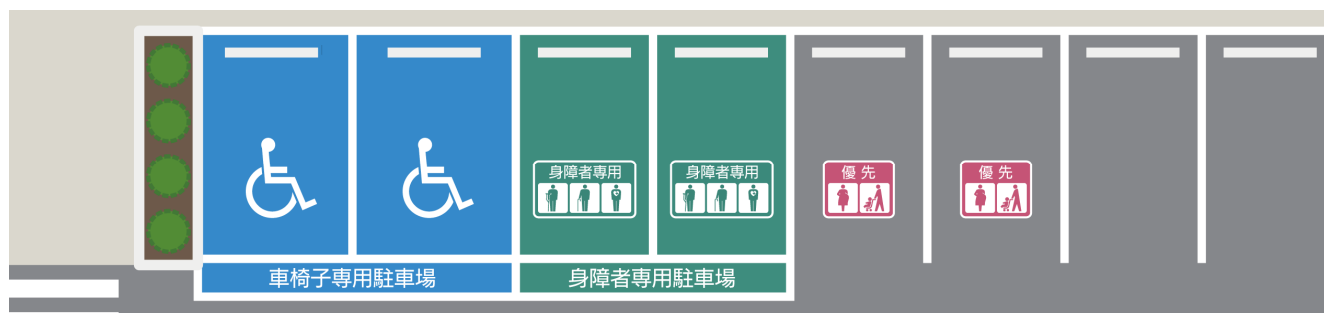


車椅子使用者で、車のドアを大きく開けて乗り降りできるように一般の駐車区画よりも幅の広い区画を必要とする人がいる一方で、歩行が困難なため施設の出入口に近い場所に駐車する必要があるものの、幅の広い区画は必要としない人もいます。そのため、幅の広い 3.5m 以上の駐車区画に加えて、施設の出入口に近い 3.5m 未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われています。



3.5m 以上と 3.5m 未満の駐車区画で利用対象者を分け、床面に表示を行っている事例

地域の実情に応じて、さらに複数の利用証に応じた駐車区画の区分を設けることも考えられます。



車椅子使用者、身障者、妊産婦及びベビーカー利用者の区画を分離するイメージ

障害者等用駐車区画の設置表示

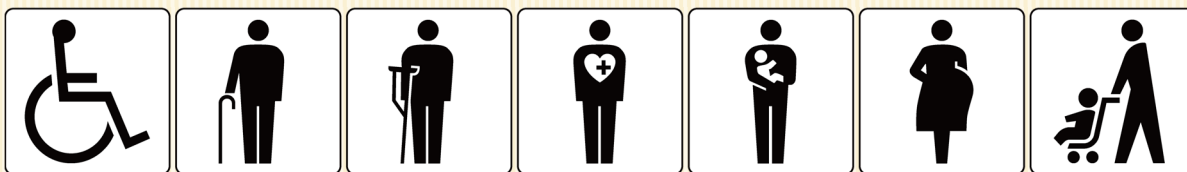
3.5m 以上の駐車区画に加えて、3.5m 未満の駐車区画も制度の対象としている地方公共団体では、幅の広い駐車区画を必要とする車椅子使用者と、それ以外の歩行困難者で利用証の種類を分けているところが多く、駐車区画にもそのことが分かるように表示がされています。



秋田県、長野県では、利用証と駐車区画の標識のデザインが一致しており、車椅子使用者とそれ以外の歩行困難者で駐車できる区画が違うことが一目で分かります。このように、それぞれの駐車区画を真に必要なとしている人が利用できるように周知を図ることが望ましいと言えます。

表示に用いる案内用図記号(ピクトグラム)

現在、障害者等用駐車区画の設置表示では、さまざまな種類の案内用図記号(ピクトグラム)が用いられていますが、パーキング・パーミット制度を導入している多くの地方公共団体間で相互利用協定が締結されており、どの駐車区画が誰を対象としたものかを明確にする観点からも、案内用図記号(ピクトグラム)はできる限り統一されたものであることが望ましいと言えます。現在、日本工業規格の JIS Z8210:2017 では、以下のような案内用図記号(ピクトグラム)が規格として制定されていることから、今後はこれに則って整備が進められていくことが期待されます。



上記の案内用図記号(ピクトグラム)の表示事項及び機能(左から順に)

番号	表示事項	機能
5.1.9	障害のある人が使える設備	障害のある人が利用できる建築物及び施設であることを表示。
5.1.43	高齢者優先設備	高齢者が優先的に使用できる設備を表示。
5.1.44	障害のある人・けが人優先設備	けが人を含む障害のある人が優先的に使用できる設備を表示。
5.1.45	内部障害のある人優先設備	身体の内側に障害のある人が優先的に使用できる設備を表示。
5.1.46	乳幼児連れ優先設備	乳幼児を連れた人が優先的に使用できる設備を表示。
5.1.47	妊産婦優先設備	妊産婦が優先的に使用できる設備を表示。
5.1.53	ベビーカー	ベビーカー置き場及びベビーカーが利用できる施設を表示。

3.5m以上の駐車区画に加え、3.5m未満の駐車区画をパーキング・パーミット制度の対象に加えるなど、障害者等用駐車区画の数は増えてきていますが、まだその数は十分とは言えず、区画を増やすための更なる取組が期待されます。区画を増やすためには施設管理者の協力が不可欠ですが、施設管理者からの協力を得るため、地方公共団体ではさまざまな取組が行われています。

協力施設における運用の手引きの作成

大阪府のパーキング・パーミット制度「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」では、協力施設における運用の手引きを作成しており、協力する施設が制度を運用していく上で何を求められ、どのような点に注意が必要があるのかが簡潔にまとめられているほか、Q&Aや届出様式も掲載されており、施設に協力を求める際に活用できるようになっています。



大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 協力施設における運用の手引き

地方公共団体におけるその他の取組

- 施設設置認可時にマニュアルを配布して協力を要請。
- 対象施設をリストアップし、個別に文書等で協力を要請。
- インターネット等にて新設情報が掲載された施設や、他県において協力実績がある施設に対して、個別に電話をかけたリ文書を発出したりするなどして依頼。
- 企業等が集まる会議等において、協力を依頼。
- 県内に多数の店舗を有する大手企業を中心に、個別に連絡の上、直接訪問して依頼。
- 県内の商工会連合会及び商工会議所連合会を通じて、各会の広報誌へ事業者向けの協力依頼記事の掲載を依頼。
- 包括連携協定企業と「高齢者・障害者支援」の連携協定を締結し、障害者等用駐車区画を設置。
- 建築確認の際の口頭での指導強化やパンフレットの配布。

障害者等用駐車区画への屋根の設置

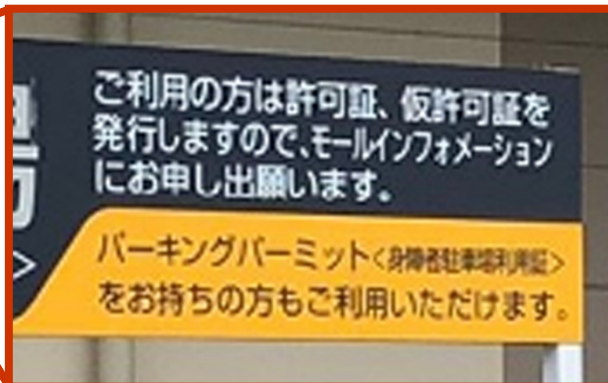
屋根があることにより、雨天時でも円滑に乗降を行うことができますようになります。



障害者等用駐車区画に屋根を設置している事例

パーキング・パーミット制度未導入地域での対応

パーキング・パーミット制度が導入されていない地域では、障害者等用駐車区画の利用許可証を駐車場の施設管理者が独自に発行している場合がありますが、パーキング・パーミットの利用証保有者であれば、独自の許可証の発行を受けなくても利用できるようにしている事例もあります。



施設独自の許可証がなくても、パーキング・パーミットの利用証で障害者等用駐車区画を利用できるようにしている事例

パーキング・パーミット制度未導入地域からの来訪者への対応

パーキング・パーミット制度が導入されていない地域に居住している人が、制度を導入している隣接県に通院したり買い物に行ったりする場合や、制度を導入している地域に旅行したりする場合などは、訪問先の地方公共団体が利用証を発行している例もあります(群馬県、石川県、長野県など)。

その他の取組 障害者等用駐車区画の適正利用のための啓発活動

障害者等用駐車区画の必要性について理解してもらうための啓発活動や、適正利用を推進するための啓発活動が多く、多くの地方公共団体で行われています。

1 制度概要について

「おもいやり駐車場制度」とは、県内の商業施設、病院、銀行、官公庁など公共施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦などで歩行が困難と認められる方に対して県内共通の利用証を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

多くの県民の皆様にご覧いただき、人にやさしい福祉のまちづくりの輪が広がることを目的に、おもいやり駐車場不適正利用防止の啓発に係るTVコマーシャルを平成25年度に作成しました。



テレビコマーシャルによる啓発活動（宮崎県）

車いす駐車場等の適正利用にご協力を
大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度が、平成26年2月から開始しました。皆さへ一人ひとりのやさしい心が、制度の基本です。駐車区画の適正利用にご理解、ご協力をお願いします。

車いす使用者用駐車区画
自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般の駐車スペースより幅の広いスペース。

ゆずりあい駐車区画
移動の負担を少なくするため、施設の入出口付近に設置された通常の駐車スペース。

利用対象となる方
車いすを使用する方
身体障がい者（肢体不自由等）
要介護高齢者、けが人など
○車いすを使用している方は「車いす使用者用駐車区画」に駐車してください。
○駐車できない場合は、「ゆずりあい駐車区画」にも駐車できます。

利用対象となる方
移動に配慮が必要な方
障がい者（知的障がい・精神障がい等）
難病患者、妊産婦など
○車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方は、「ゆずりあい駐車区画」に駐車してください。
○駐車できない場合は、「ゆずりあい使用者用駐車区画」に駐車できますが、入付付近の一般の駐車区画への駐車にもご協力ください。

利用証は駐車する時、ルームミラーに貼るなど、外から見えるように掲示してください。

※大阪府で交付した利用証は、他府県での関係制度の駐車区画でもご利用いただけます。
また、大阪府内で利用できる駐車場や利用証を使える他府県の情報については、大阪府のホームページに掲載しています。

問い合わせ・交付申請窓口
大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
TEL:06-6944-2362
FAX:06-6942-7215

利用証の交付についてはチラシ裏面をご参照ください

【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度】ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/keikaku/sushin/ryuzosho/index.html>

制度の紹介チラシによる啓発（大阪府）

アナウンスの内容

1 文章が短いバージョン（237字）

お車でお越しの皆様へ鹿児島県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」に御協力いただいております。

この駐車区画は、県が発行した利用証をお持ちの方が利用できることとしておりますので、利用証をお持ちでない方は御遠慮ください。

利用証は、障害のある方や特に歩行が困難な方に対して、県が交付しています。

利用証の申請などの詳しい内容については、県庁障害福祉課にお尋ねください。

以上、鹿児島県からのお知らせでした。

2 文章が長いバージョン（420字）

お車でお越しの皆様へ鹿児島県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」に御協力いただいております。

この制度は、身障者用駐車場を適正に御利用いただくため、障害のある方や妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付して駐車スペースを確保するものです。

この制度の対象となっている駐車区画に駐車する際は、県が発行した利用証を車のルームミラー等に掲示してください。

利用証は、県庁・地域振興局・支庁・ハートピアがこしまにおいて交付していますので、利用証をお持ちでない方は、この駐車区画への駐車を御遠慮くださいますようお願いいたします。

利用証の申請などの詳しい内容については、県庁障害福祉課にお尋ねください。

この制度は、皆様の思いやりの心、ゆずりあいの心を基本としています。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、鹿児島県からのお知らせでした。

店舗内でのアナウンスによる啓発（鹿児島県）

身障者等用駐車場を利用される方へ

身障者等用駐車場は、歩行が困難な方のための駐車スペースです。必要がない方は、停めないようにしましょう。

この駐車スペースを利用される方は、「いばらき身障者等用駐車場利用証」を掲示して下さい。

お持ちでない方は、各市町村障害福祉又は社会福祉担当課等でお配りしております。

※発行要件あり

いばらき身障者等用駐車場利用証制度 で検索

茨城県

障がい者用駐車場を利用される方へ

障がい者用駐車場は、歩行が困難な方々のための駐車スペースです。必要のない方は、停めないようにしましょう。

この駐車スペースを利用する方は、ハートフルバス（障がい者用駐車場利用証）を掲示してください。

お持ちでない方は、下記にご相談ください。

熊本県障がい者支援課
096-333-2202（平日8:30～17:00）

ポケットティッシュの配布による啓発活動（茨城県・熊本県）

海外における啓発活動

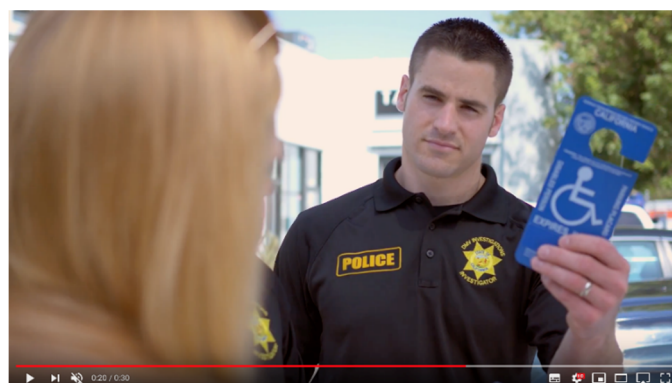
海外でも多くの国でパーキング・パーミット制度が導入されていますが、障害者等用駐車区画の不適正利用や利用証の不正使用が問題となっている事例は多くあります。下記は、アメリカ合衆国カリフォルニア州のDMV(自動車車両局)が2017年から開始した「障害者用駐車区画利用証啓発キャンペーン」で、利用証の不正使用を防止するため、ポスターの作成、リーフレットの配布、動画を使った啓発活動が行われています。



利用証の不正使用防止を啓発するポスター



利用証の不正使用防止を啓発するリーフレット



利用証の不正使用防止を啓発する動画

【出典】State of California Department of Motor Vehicles

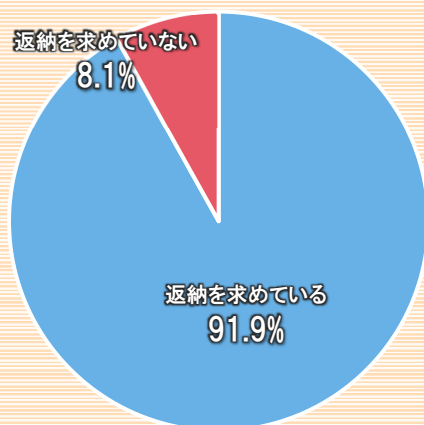
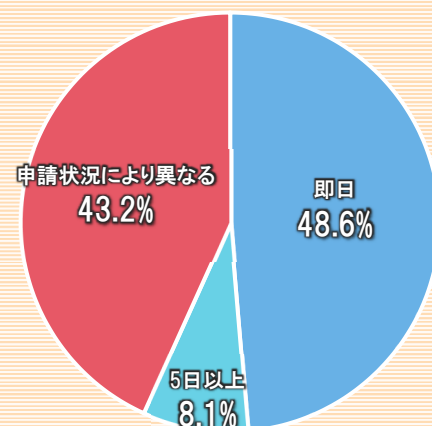
パーキング・パーミット制度の運用状況

■ 利用証交付までの日数

利用証の交付は、半数が「即日交付」となっていますが、中には5日以上を要するケースも見受けられます。また、3割以上が「申請状況により異なる」と回答しています。

申請状況により異なる理由

- 原則として月曜日～金曜日に1週間分を受付し、翌月曜日に起案して火曜日に交付しているため
- 市町村窓口への申請を提出する場合は、申請から2週間程度要するため
- 郵送、メール、FAXで申請の場合は、1～2週間程度を要するため

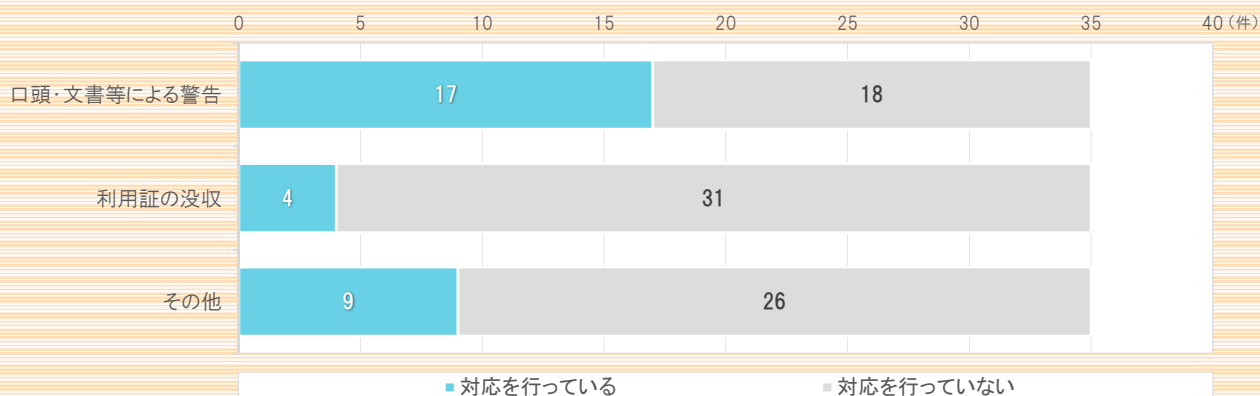


■ 利用証の有効期間満了後の取り扱い

地方公共団体によって取り扱いは異なりますが、妊産婦や一時的なけがによる移動配慮者をはじめとして、利用者の要件によっては利用証に有効期限が設けられています。また、多くの場合、有効期限満了後には利用証の返納が求められています。返納を求めているないある県では、有効期限満了後には利用者自身による廃棄処分を求めています。利用証には有効期限やシリアルナンバーが表示されているため、不正利用はこれまでのところ見られないようです。

■ 利用証の不正利用等への対応

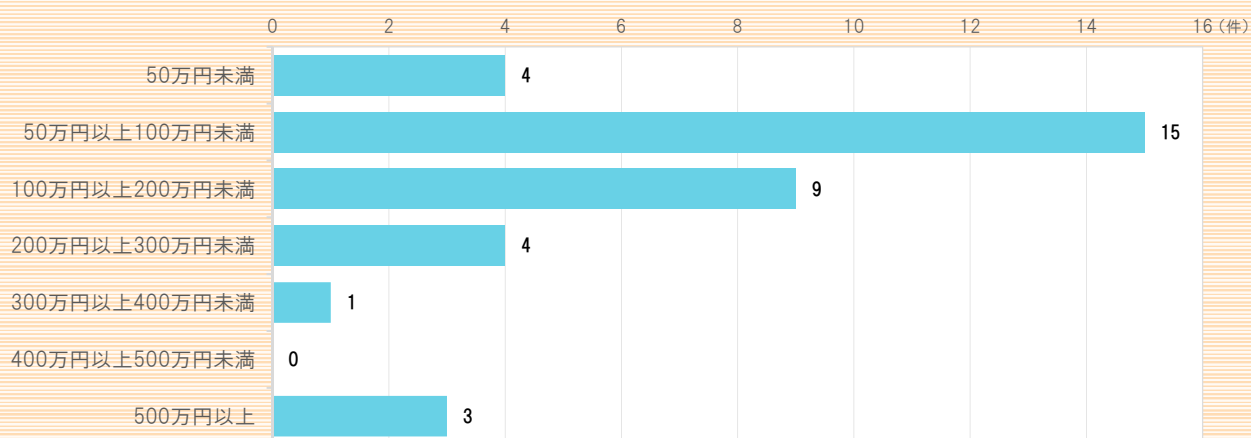
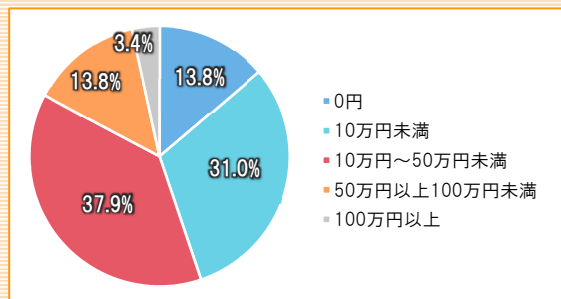
地方公共団体のうち、約7割が利用証の不正利用等に対する何かしらの対策を行っていますが、利用証を没収するといった厳しい対応は少数にとどまり、利用証の掲示のない車両への文書による警告や口頭での指導や、利用証を交付する際に、不正利用を行わないよう注意喚起をするといった対応が行われているようです。



■ 制度の運営に必要な年間の経費

制度の運営に必要な年間の経費は、50 万円～100 万円が最も多く、次いで 100 万円～200 万円となっています。これらの経費のうち、7割程度が利用証の交付に必要な経費となっていて、制度の普及や啓発にかけられる経費は、5割近くの地方公共団体が 10 万円未満と回答しています。

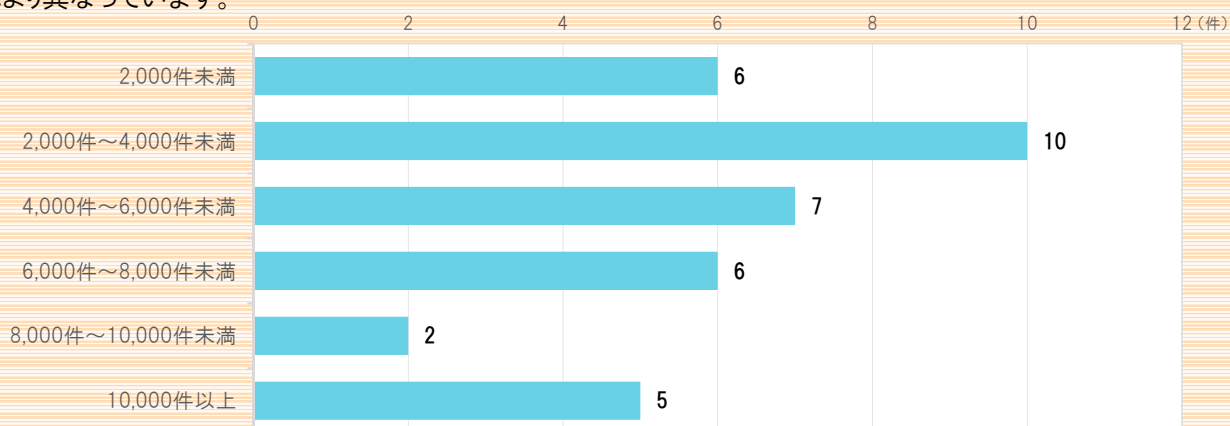
制度の普及や啓発にかけられる年間の経費



■ 年間の手続き件数

利用申請や利用証の交付手続き件数は、年間 2,000 件～4,000 件が最も多く、次いで 4,000 件～6,000 件となっていますが、中には 10,000 件以上の手続きを行っている地方公共団体もあります。

申請方法は、窓口での直接提出、申請書の郵送、インターネットによる電子申請などさまざまで、事業主体である府県でのみ手続きを行っているところもあれば、市町が手続きを行っているところもあるなど、地方公共団体により異なります。



	オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）	ニュージーランド
利用証の交付対象（適用基準）	● 片足もしくは両足に恒久的もしくは一時的に障害がある、もしくはその他の医学的・身体的理由により歩行が困難な者 ● 100m の歩行が困難な者 ● 歩行に際して松葉杖、歩行器、歩行車（キャリパー）、ハンドル形電動車椅子（スクーター）、車椅子またはその他の補助具を必要とする者 ● 1991 年の「連邦社会保障法」において視覚障害者として定義された以下の者 → 両眼の矯正視力が 0.1 以下の者 → 視力矯正に関わらず、視野角が 10 度以内の者 → 上記と同程度の視覚障害の者	● 歩行困難で常に車椅子の利用が必要な者 ● 歩行に際して移動補助具が必要な者 ● 歩行に際して激しい痛みを伴う、もしくは息切れを伴う者（歩行距離能力については病状や身体障害の程度により厳しく制限される） ● 見当識障害、錯乱、重度の不安障害などがあり、安全のため一人にしておくことができず、身体的接触もしくは厳重な監督が必要となる者
利用証	恒久的な移動制約者用（ブルーカード） 恒久的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は5年間 一時的な移動制約者用（レッドカード） 一時的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は最大6カ月。ただし、最大で6カ月間の延長が認められている。 組織用（グリーンカード） 移動制約者としての資格要件を満たす者に移動手段を提供する組織に対して発行されるもの。	● 歩行困難で常に車椅子の利用が必要な者 ● 歩行に際して移動補助具が必要な者 ● 歩行に際して激しい痛みを伴う、もしくは息切れを伴う者（歩行距離能力については病状や身体障害の程度により厳しく制限される） ● 見当識障害、錯乱、重度の不安障害などがあり、安全のため一人にしておくことができず、身体的接触もしくは厳重な監督が必要となる者
対象施設（対象駐車場）及び利用要件	路上駐車場及び公営駐車場が対象となる。 （一般利用者が）30 分以上の駐車が可能な駐車場 時間無制限で駐車が可能。 （一般利用者が）30 分の駐車が可能な駐車場 最大で2時間までの駐車が可能。 （一般利用者が）30 分以内の駐車が可能な駐車場 最大で 30 分までの駐車が可能。 ※メーター付きの駐車場、クーポンまたはチケット式の駐車場については無料で駐車が可能 ※民間施設の駐車場は対象外であり、これらは施設管理者が定める規則により運営される	カウンシル（地方議会）が設置する路上駐車場及び公営駐車場。 メーター式の駐車場もしくは有料表示のある駐車ゾーン 1時間分の料金支払いで、追加で 30 分駐車が可能（移動制約者は車両に戻るまでに時間を要するため）。 時間制限のある無料駐車場 駐車許可証を表示している者に対して、駐車時間の延長を認めているカウンシル（地方議会）もある（詳細は地方自治体の規則の確認が必要）。

シンガポール	韓国
身体障害のある自動車運転者(クラス1) 身体障害のある自動車利用者(同乗者となる場合)(クラス2) ●有効なシンガポールの運転免許証を保有する者(クラス1のみ) ●シンガポールの登録医により、大きな移動補助具使用のため、自動車の乗降に際して広いスペースが必要と認められた者 → 大きな移動補助具とは、車椅子、ウォーキングフレーム及び下腿義足を指す → 筋ジストロフィー、ポリオ、脳性麻痺、下肢喪失などの場合は、移動補助具の種類だけでなく、必要性に基づき適用可否を判断 ※ クラス1及びクラス2はいずれかのみ申請可能 ※ クラス2の申請は、介護者や運転者ではなく、利用者自身の名前で行う必要がある VW0(ボランティア団体)(クラス2) ●NCSS(社会福祉協議会)の Web サイトに登録されており、VW0 固有エンティティ番号(UEN)を有するボランティア団体	障害福祉法により登録された障害者のうち、保健福祉部長官が定める「障害等級判定基準」の歩行上障害標準照合マーク(下記)に該当する障害者。 ●肢体障害(上・下肢切断、上・下肢関節障害、上・下肢機能障害、脊椎障害、変形障害) ●脳病変障害 ●視覚障害 ●聴覚障害 ●腎臓障害 ●心臓障害 ●呼吸器障害 ●肝臓障害 ●知的障害 ●自閉性障害 ●精神障害 ※いずれも等級の制限あり
クラス1 有効期間は最長5年間。 クラス2 有効期間は最長2年間。利用する車両を2台まで登録可能。なお、クラス2の利用証は最大 60 分のみ駐車が可能。 ※車両の買い替えなどにより登録車両が変更となる場合は、車両の変更申請が必要(利用証には車両ナンバーが印字される)	利用証は、障害等級が変更となった場合、障害登録が取り消された場合又は死亡した場合と、車両の売買や廃車などの理由により車両所有権を喪失した場合に回収される。
公共駐車場及び民間駐車場(ショッピングモールやマンション等)で利用可能。	全ての公共施設及び民間施設が対象とされている。「障害者・老人・妊婦などの便宜増進保障に関する法律」では、①公園、②公共建築物や公共利用施設、③共同住宅、④通信設備、⑤その他障害者等の利便性のために設備を設置する必要がある建物・設備及びその附帯施設において、「駐車場法」の設置基準により障害者専用駐車区域を設置しなければならないとされており、第 1 種近隣生活施設としてスーパーマーケットや郵便局などが、第 2 種近隣生活施設として、第 1 種に含まれないレストランやパン屋などが、その他、文化施設、商店、医療施設、宿泊施設、共同住宅などが対象施設とされている。

	英国	カナダ（オンタリオ州）
利用証の交付対象（適用基準）	自動的に給付対象となる者 ●2歳以上で、次の a～e の基準のうち少なくとも1つを満たしている者 a. 障害者生活手当 (DLA) の受給者で、歩行困難者のモビリティコンポーネント「高 (Higher)」と認定されている者（高額の移動手当受給者） b. 個人自立支援金 (PIP) の受給者で、「移動」の評価で8点以上の者 (50m 以上の歩行が困難な者) c. 重度の視覚障害者 d. 戦争年金受給者移動手当の受給者 e. イギリス軍及び国防義勇軍の補償制度の対象者で、歩行できない者または歩行困難を引き起こす恒久的かつ実質的な障害を有すると認定されている者 交付に際して審査が必要となる者 ●自動車定期的に運転する者で、両腕に重度の障害があるために、一部のパーキングメーターを操作できない、または操作が困難な者 ●3歳未満で、持ち運び困難な大型の医療機器（人工呼吸器や吸引機など）を常に使用している、または必要に応じて車内での治療が受けられるように迅速な移動が必要となる児童の親 組織用バッジの交付 ●居宅介護支援施設やホスピスなど、ブルーバッジの対象となる障害者を支援もしくは輸送を行う組織	●他人もしくは支柱、杖、松葉杖、下肢装具または同様の補助器具なしでは歩行が困難な者、または車椅子を必要とする者 ●肺疾患により、1秒間の強制肺活量が1リットル未満の者 ●携帯用酸素を使用している者 ●クラスⅢまたはⅣの心臓病の者 (LITTLE, BROWN AND COMPANY により出版された「心臓および大血管の疾患の診断のための命名法と基準、第9版」による分類) ●関節炎や、神経系、筋骨格系または整形外科系の症状により歩行能力が著しく制限を受ける者 ●矯正視力が 20/200 (視力の 80% が失われた状態)、もしくは両眼の視野角が 20 度以下の者 ●1つ以上の機能的障害により可動域制限のある者
利用証	自動的に給付対象となる者 ●2歳以上で、次の a～e の基準のうち少なくとも1つを満たしている者 a. 障害者生活手当 (DLA) の受給者で、歩行困難者のモビリティコンポーネント「高 (Higher)」と認定されている者（高額の移動手当受給者） b. 個人自立支援金 (PIP) の受給者で、「移動」の評価で8点以上の者 (50m 以上の歩行が困難な者) c. 重度の視覚障害者 d. 戦争年金受給者移動手当の受給者 e. イギリス軍及び国防義勇軍の補償制度の対象者で、歩行できない者または歩行困難を引き起こす恒久的かつ実質的な障害を有すると認定されている者 交付に際して審査が必要となる者 ●自動車定期的に運転する者で、両腕に重度の障害があるために、一部のパーキングメーターを操作できない、または操作が困難な者 ●3歳未満で、持ち運び困難な大型の医療機器（人工呼吸器や吸引機など）を常に使用している、または必要に応じて車内での治療が受けられるように迅速な移動が必要となる児童の親 組織用バッジの交付 ●居宅介護支援施設やホスピスなど、ブルーバッジの対象となる障害者を支援もしくは輸送を行う組織	恒久的な移動制約者用(青色) 恒久的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は5年間。医師による再証明を受けることなく更新が可能。 症状に変化が有り得る移動制約者用(青色) 症状に変化が有り得る障害を持つ者に対して発行されるもので、有効期間は5年間。更新の際には医師による再証明が必要。 一時的な移動制約者用(赤色) 一時的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は最長 12 ヶ月。利用証の更新は不可。 旅行時のオンタリオ空港駐車用(紫色) 州外への旅行でオンタリオ空港を使用する際の利用証で、有効期間は最長1年間。 企業及び NPO 用(緑色) 主に障害者の輸送サービスを行う企業または NPO に対して発行されるもので、有効期間は5年間。
対象施設（対象駐車場）及び利用要件	イエローライン(1本及び2本の場合) 荷物の積み降ろし制限エリア以外であれば、最大3時間まで駐車が可能。3時間経過後に再度駐車する場合は、1時間間隔を空ける必要がある。ロンドン中心部の一部エリアでは適用除外。 路上のパーキングメーター及びペイ・アンド・ディスプレイ 無料かつ時間制限なしで駐車が可能。 ※ペイ・アンド・ディスプレイは、駐車時間分の料金を前払いする方式の駐車区画 路上の身体障害者用駐車区画(国際シンボルマークの表示あり) 無料かつ他の制限標識がない場合は時間制限なしで駐車が可能。駐車の際はイエローライン上ではなく、極力この身体障害者用駐車区画を利用することが求められている。 ※上記の場合でも、Highway Code (道路交通法) で定められた駐車禁止エリアは対象外 スーパーマーケットや病院などの駐車場 駐車場の施設管理者には障害者用駐車区画の設置が求められるが、私有地内の駐車場はブルーバッジ基本計画の対象外である。ただし、施設によってはブルーバッジ保有者向けの運用を行っているところもある。なお、駐車料金の設定については施設管理者が決定権限を有する(無料でない場合もある)。 ※2010 年に制定された「平等法」では、適切な駐車スペースの確保が求められている 時間制限のある駐車区画 ブルーバッジ(利用証)の他に、パーキングディスクにより駐車開始時刻を示すことが求められる。	公共駐車場及び公共道路上。公共道路では、標識に表示された駐車制限時間に関わらず、最大 4 時間まで駐車が可能。

アメリカ合衆国（ニューヨーク州）	アメリカ合衆国（カリフォルニア州）
ニューヨーク州発行のもの ●携帯用酸素を使用している者 ●法的な適格要件を満たした視覚障害者 ●片足もしくは両足に機能性障害がある者（立ち止まることなく 200 フィート以上の歩行ができない者） ●運動能力が著しく制限される神経筋疾患がある者 ●クラスⅢまたはⅣの心臓病の者（アメリカ心臓協会の基準による） ●関節炎や、神経系または整形外科系の症状により歩行能力が著しく制限を受ける者 ●肺疾患により、肺機能検査（呼吸機能検査）の強制肺活量が1リットル未満、または安静時の動脈血酸素分圧が 60mm/hg 未満の者 ●上記以外で、身体的または精神的な障害を有し、公共交通機関の利用が著しく困難な者 ニューヨーク州発行のもの（一時利用証） ●杖、松葉杖、歩行器またはその他の補助器具なしでは歩行が困難な、一時的な身体障害を有する者 ニューヨーク市発行のもの ●片足もしくは両足に機能性障害がある者 ●運動能力が著しく制限される神経筋疾患がある者 ●上記以外の身体的理由もしくは精神障害により、公共交通機関の利用が困難な者 ●法的な適格要件を満たした視覚障害者（視力の 80%が失われているなど）	●片足もしくは両足の機能を喪失した者 ●両手の機能を喪失した者 ●運動機能障害があると診断された者 ●移動補助具なしで移動するのが困難な者 また、弱視などの視覚障害も対象となる場合がある。
ニューヨーク州が(NYS)発行する利用証 青色プレートの有効期間は発行日から最大5年間、一時的な移動制約者に対して発行される赤色プレートの有効期間は発行日から最大6カ月。いずれも州内の障害者用駐車区画(Reserved Parking)で利用可能。 ニューヨーク市(NYC)が発行する利用証 有効期間は発行日から最大3年間で、利用する車両を3台まで登録可能。ニューヨーク市内の路上、市営のパーキングメーター駐車区画で利用可能。 ライセンスプレート(ナンバープレート) 恒久的な障害を持つ障害者に対しては、障害者用ライセンスプレート(ナンバープレート)が発行される。プレートの取得には\$28.75(約 3,160 円:プレート代が\$25、手数料が\$3.75)が必要。	恒久的な移動制約者用 恒久的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は2年間。奇数年おきの6月 30 日で有効期限満了となる。有効期限満了後の手続きは不要で、新しい利用証が自動的に郵送される。 一時的な移動制約者用 一時的な移動制約者に対して発行されるもので、有効期間は 180 日もしくは医療専門家が申請書に記載した日数のうち、短い方が適用される。連続して6回以上の更新は認められていない。取得費用は\$6(約 660 円)。 旅行者用(カリフォルニア州在住者の旅行用) 恒久的な障害を持つ障害者で、障害者用ライセンスプレートを持つ者が州外に旅行する際の利用証で、発行日から 30 日間有効。 旅行者用(カリフォルニア州来訪者用) カリフォルニア州を来訪する州外在住の旅行者用で、有効期間は 90 日もしくは医療専門家が申請書に記載した日数のうち、短い方が適用される。
ニューヨーク州が(NYS)発行する利用証 国際シンボルマークの表示された障害者用駐車区画(Reserved Parking)が対象。5つ以上の店舗が入るショッピングセンターでは、障害者用駐車区画の設置が法律で義務付けられており、可能な限りアクセス性のよい場所への設置が求められている。また、州及び地方自治体の法律及び建築基準では、新たに駐車場の建設の際は、障害者用駐車区画を設置することとされている。 ニューヨーク州では、ショッピングセンター、ショッピングモール、オフィスビル、アパート、大学のキャンパスに障害者用駐車区画が設置されている。 ニューヨーク市が(NYC)発行する利用証 ニューヨーク市内では、路上に障害者用駐車区画は設けられていないが、多くの一般車両では駐車が認められていない街路、市営のパーキングメーター駐車区画に無料で駐車が可能。ただし、対象エリアは市内の5つの地区に限定されているほか、トラックの荷積み・荷降ろし用のエリアなどの駐車禁止エリアなどが設定されている。	イエローライン(1本及び2本の場所)、国際シンボルマークの表示された駐車区画、青色の縁石(障害者の駐車が認められた街路)、緑色の縁石(決められた時間内の駐車が認められた街路だが、パーキング・パーミットの利用証保有者は制限なし)、その他、路上の有料駐車区画は無料で利用可能。

パーキング・パーミット制度を導入している都道府県

地方公共団体	制度名
岩手県	ひとにやさしい駐車場利用証制度
宮城県	宮城県ゆずりあい駐車場利用制度
秋田県	障害者等用駐車区画利用制度
山形県	山形県身体障がい者用駐車施設利用証制度
福島県	思いやり駐車場利用制度
茨城県	いばらき身障者等用駐車場利用証制度
栃木県	おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業
群馬県	思いやり駐車場利用証制度
新潟県	新潟県おもいやり駐車場制度
石川県	いしかわ支え合い駐車場制度
福井県	ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証制度
山梨県	やまなし思いやりパーキング制度
長野県	信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場)利用証制度
静岡県	静岡県ゆずりあい駐車場事業
三重県	三重県思いやり駐車場利用証制度
滋賀県	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度
京都府	京都おもいやり駐車場利用証制度
大阪府	大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度
兵庫県	兵庫ゆずりあい駐車場制度
奈良県	奈良県おもいやり駐車場制度
和歌山県	和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度
鳥取県	ハートフル駐車場利用証制度
島根県	思いやり駐車場制度
岡山県	「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度
広島県	広島県思いやり駐車場利用証交付制度
山口県	やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度
徳島県	徳島県身体障害者等用駐車場利用証制度
香川県	かがわ思いやり駐車場制度
愛媛県	愛媛県パーキングパーミット制度
高知県	こうちあったかパーキング制度
福岡県	ふくおか・まごころ駐車場制度
佐賀県	佐賀県パーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)制度
長崎県	長崎県パーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)制度
熊本県	熊本県障がい者用駐車場利用証(ハートフルパス)制度
大分県	大分あったか・はーと駐車場利用証制度
宮崎県	おもいやり駐車場制度(障がい者等用駐車場利用証制度)
鹿児島県	鹿児島県障害者用駐車場利用証制度

